#### 特定感染症危険担保特約

#### 第1条(保険金を支払う場合)

① 当会社は、総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3章 傷害条項(以下「傷害条項」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」と いいます。)が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する 一類感染症、二類感染症<u>または</u>三類感染症(以下「特定感染症」といいま す。)を発病したときは、この特約および傷害条項の規定に従い、傷害条項の 規定によって支払われる保険金のうち傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、 傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金、人身傷害保険金を支 払います。

- ② 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金(以下、前項の保険金とあわせて「保険金」といいます。)を支払います。
- ③ 前2項の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。

(略)

#### 第5条 (保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## 特定感染症危険担保特約

## 第1条(保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3章 傷害条項(以下「傷害条項」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」と いいます。)が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する 一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法第6条第8項の規定に 基づき政令で定める指定感染症(以下「特定感染症」といいます。ただし、そ の指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7 条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用され る規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま す。)を発病したときは、この特約および傷害条項の規定に従い、傷害条項の 規定によって支払われる保険金のうち傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、 傷害手術保険金、傷害入院初期保険金、傷害通院保険金、人身傷害保険金を支 払います。なお、当会社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限(同法第7条第1 項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。以下「就業制限」 といいます。) が課された場合は、病院または診療所に入院したものとみなし ます。
- ② 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金(以下、前項の保険金とあわせて「保険金」といいます。)を支払います。
- ③ 前2項の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。

(略)

# 第5条 (保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

# 超保険(総合補償条項・傷害条項)

- (1) 保険期間中に特定感染症を発病したこと、当該特定感染症の程度または当該特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (2) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (3) 死亡診断書または死体検案書
- (4) 被保険者の戸籍謄本
- (5) 被保険者の印鑑証明書
- (6) 葬祭費用の支出を証明する書類
- (7) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保 険金の請求を第三者に委任する場合)
- (8) その他当会社が普通約款第6章一般条項(以下「一般条項」といいます。)第21条(保険金の支払)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- ② 当会社は、事故の内容、費用の額または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(1) 保険期間中に特定感染症を発病したこと、当該特定感染症の程度または当該特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書

- (2) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類<u>(被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した公の機関が発</u>行する証明書またはこれに代わるべき書類を含みます。)
- (3) 死亡診断書または死体検案書
- (4) 被保険者の戸籍謄本
- (5) 被保険者の印鑑証明書
- (6) 葬祭費用の支出を証明する書類
- (7) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保 険金の請求を第三者に委任する場合)
- (8) その他当会社が普通約款第6章一般条項(以下「一般条項」といいます。)第21条(保険金の支払)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- ② 当会社は、事故の内容、費用の額または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(略)

(略)